

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ヒロシマ平和創造基金（以下「この法人」という。）の理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 この法人は、役員等に対して、評議員会及び理事会への出席並びに平和活動と国際交流活動に係わる諸事業の選考委員会への出席をした場合に限り、(別表)「役員等への謝金一覧表」に基づき、報酬として謝金を支給することができる。ただし、1年間に1人あたり5万円を超えないものとする。謝金はその都度、現金で支給することとする。

2 役員等には退職慰労金並びに役員賞与は支給しない。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第5条 この規程を改正するときは、評議員会の議決を受けなければならない。

附則

1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、公益認定の日から施行する。

(平成24年2月3日評議員会議決)

(別表)「役員等への謝金一覧表」

業務内容	謝金の金額
評議員会	1回あたり5,000円
理事会	1回あたり5,000円
選考委員会(選考会含む)1種	1回あたり5,000円
選考委員会(選考会含む)2種	1回あたり10,000円

選考委員会1種

ひろしまフラワーフェスティバル選考委員会

選考委員会2種

ヒロシマピースグラント選考委員会

ヒロシマ・スカラシップ選考委員会

国際交流奨励賞選考委員会